

令和6年度第5回大規模小売店舗立地審議会議事録

日 時：令和7年3月5日（水）10時00分～11時15分
場 所：徳島県庁 10階 特別大会議室
議 題：大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議
「ラ・ムー上板店」の新設届出
「mac鳴門撫養店」の新設届出
出席委員：名田委員、兵頭委員、吉田委員、岡部委員、藤代委員、瀧川委員
県出席者：（事務局）経済産業部 企業支援課
（大規模小売店舗立地連絡会員）関係各課

■議題1

「ラ・ムー上板店」の新設届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委 員：営業中の飲食店なので、現実的には、この飲食店専用出入口をふさぐことは難しいとは承知しているが、東から来店する人は、出入口3より手前にある、飲食店専用の出入口から入ってくるのが懸念される。

事務局：敷地北側の非物販棟1は、現在も営業している飲食店2軒であり、飲食店専用出入口は、現在も利用されている。今回のラ・ムー出店にあたり、東側から来店する方へ向けた注意喚起として、飲食店専用出入口であること、及び、ラ・ムーへは次の出入口利用を促す旨の注意喚起ロードサインを設置する計画である。

委 員：右折入出庫が出入口1のみであれば、比較的広い駐車場で利用者も多いため、右折したい人が滞留するおそれがある。

事務局：大店立地法上の考え方としては、左折入出庫が原則であり、右折を伴う場合は、来客の自動車による右折待ちが発生しないよう配慮が求められている。今回は、右折入出庫する場合、出入口1の利用を優先としている。出入口2は交差点に近いので、出入口1を優先した方が、交差点への影響は少ないと思われる。

委 員：出入口付近に、注意喚起の看板を立てる計画はあるか。

事務局：開店時の広告チラシや場内看板等により、案内経路の周知を行うと聞いている。

委 員：ドライブスルーを行っている飲食店があるので、この部分で車が交錯しないよう、注意が必要と思う。

事務局：既存飲食店のうち、東側はラーメン店、西側はカレー屋である。委員お話しのとおり、カレー屋のドライブスルー利用車両と、出入口3を通りラ・ムーへ来店する車両が、コンビニとの間を通行することとなる。この通路は8メートル弱あり、比較的広めであるため、2～3台分の幅はある。

事務局：設置者の対策として、繁忙期やオープン時には、各出入口付近に交通整理員を配置する計画である。

委員：ドライブスルー利用車両との交錯による事故のおそれがあるので、交通整理員の配置など安全面の配慮が必要である。

委員：開店後の予測では、休日の交差点需要率は0.8となっている。届出は2km圏内からの来退店予測の結果だが、実際は、より広範囲からの来店需要の可能性も考えられる。今回、西側には出入口が2箇所できるため、南からの流入による交差点への影響が懸念される。また、出入口付近での滞留や、入店と退店の錯綜・衝突が起こらないような対策が必要である。

委員長：ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致しますが、参考まで、審議会の中で出された次の2つの意見について、知事宛に申し添えることとします。

- ① 駐車場内、特に、飲食店利用車両と来店車両が交錯する付近での車両による事故や滞留を防止するための安全対策に留意いただきたい
- ② 来店車両と退店車両が錯綜し、出入口付近で車両が滞留しないよう、交通整理員による誘導を行うなど、交差点の混雑度が高まらないよう渋滞対策を講じていただきたい

→意見なしで終了

■議題2

「mac鳴門撫養店」の新設届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委員：平日の交差点2における混雑度は、現況で「1.0」となっているが、実態として、どの程度の混雑なのか。

事務局：3回ほど現地を見に行き、資料にも現地写真を添付しているとおり、常に混雑している様子ではない。ピーク時間帯など、一時的に混雑が生じていると思われる。店

舗でできる対策として、設置者からは、交通ピーク時間とセール時間をずらすなど、集客の軽減に努めるとの届出があった。

委員：現況で混雑度が高いので、店舗でできる対策は限られている。

県警：混雑している時間は限定的と思われるが、この数値を踏まえ、信号の現示を検討中である。

委員：駐車場の出入口や店舗棟の出入口付近に駐車マスがある。必要駐車台数は上回っているの、少し減らしてでも渋滞への配慮があった方がよい。例えば、出入口1のすぐ南の21と書かれたマスに駐めようとする場合、出入口付近で駐車待ちが生じる可能性がある。

事務局：交通整理員を配置する計画なので、整理員がいる時間帯は、駐車待ちが生じないよう誘導すると考えられる。指摘のあった駐車場出入口付近の駐車マスを使うほど、来客が多くなるのは、来店ピーク時間と思われるので、この時間には整理員が配置される想定。

委員：従業員用の駐車場は何台あるのか。

事務局：従業員用は13台である。

委員：従業員が出入口1・2付近に駐めれば、出入口での渋滞が軽減されるのではないか。

事務局：一般的に、来客車両は、店舗出入口付近の駐車場を利用することが多いため、従業員用は、入口から遠いところに駐める計画である。

委員：店舗棟の出入口はどこか。

事務局：図面上では、風除室と書いてある所の下側。

委員：店の入口を出てすぐの所に、駐車マスがある。来店時、すでにここへ車が駐まっていた場合、車と車の間を縫って店へ入ることになってしまう。駐車スペース同士にどの程度の幅があるのか分からないが、台数に余裕があるのであれば、この部分に駐車マスは無くてもいいのではないか。

事務局：指針上の必要駐車台数は38台であるところ、65台分を確保する計画であり、台数には余裕がある。例えば、店舗棟出入口や駐車場出入口付近などの駐車マスにはコーンを立てて、普段は利用させないようにしておき、混雑時はコーンを取るなど、状況によって動線を変える対策も考えられる。

委員：駐車場内における、車両や歩行者の動線を検討する必要がある。状況に応じて、駐車場の利用可能位置を安全に配慮しながら変えていただきたい。

委員：騒音対策に関して、場内10km徐行の看板を立てるとのことだが、1箇所だけか。

事務局：夜間最大値を超える予測となったD地点に面した部分に設置すると聞いている。

委員：駐車場内を走行してきて、D地点付近に駐めようとするれば、徐行の看板に気づくかもしれないが、気づかずにここまで走行してしまう場合、車両走行音による騒音の影響が懸念される。D地点付近だけでなく、出入口1及び2付近に設置する場内看板にも、徐行の注意喚起を加えていただきたい。

委員長：ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致しますが、参考まで、審議会の中で出された次の2つの意見について、知事宛に申し添えることとします。

- ①歩行者等の安全確保及び駐車待ち車両による混雑緩和の観点から、店舗棟出入口及び駐車場出入口付近の駐車場に、混雑時以外はコーンを置き、駐車場利用可能位置を状況に応じて変えるなど、場内の安全対策を講じていただきたい
- ②出入口付近の場内看板にも、徐行の注意喚起を加えるなど、騒音の軽減対策に留意いただきたい

→意見なしで終了